

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応について

1. 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）とは

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」、通称：マイナンバー）」および関連法が平成25年5月に成立した。

今後は、平成27年10月に、国民の一人一人に12桁のマイナンバーが通知され、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーの利用が可能となる。

マイナンバーに期待される効果

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになる。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減される。情報提供等記録開示システムによる情報に確認や提供などのサービスを利用できるようになる。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになる。

2. 後期高齢者医療制度の対応

後期高齢者医療制度は番号法にマイナンバーの利用が定められており、市町村を通じてマイナンバー情報を授受し、管理していくこととなる。今後、システム改修や事務マニュアル整備等を行う予定である。

また、マイナンバー利用開始に向け、特定個人情報保護評価の実施が必要であり、事前に評価書を策定し、国の特定個人情報保護委員会へ評価書を提出しなければならない。評価の実施にあたっては、評価の適合性・妥当性を客感的に担保するため、住民意見の聴取（パブリックコメントの実施）や第三者点検の実施が義務付けられている。

「特定個人情報保護評価」とは（参考…別添1）

- ・マイナンバーを含む個人情報ファイルの取扱いにおいて、個人情報保護に関してどのような措置を講じているかを具体的に説明し、個人のプライバシー等の権利侵害を未然に防止し、国民・住民の信頼を確保することを目的とするもの。
- ・しきい値（対象人数、取扱者数等）により、実施すべき評価の種類が、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価の3種類に分類される。後期高齢者医療制度を扱う全広域連合は「基礎項目評価・全項目評価」の実施が義務付けられている。

3. 福岡県後期高齢者医療広域連合の対応

(1) 特定個人情報保護評価への対応

①評価書（案）の作成

基礎項目評価・全項目評価についての評価書（案）を事務局にて作成。
（平成 27 年 5～6 月）

②パブリックコメントの実施

実施期間：平成 27 年 6 月 26 日から平成 27 年 7 月 25 日まで（30 日間）
公表方法：ホームページ、窓口での閲覧
意見数：なし

③第三者点検の実施（参考…別添 2「特定個人情報保護評価の解説」）

審査機関：福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会
審査の観点：国の特定個人情報保護委員会の審査の観点を参考とする。

- ・適合性（しきい値判断、実施主体等）
- ・妥当性（リスク軽減の措置等）

点検後の対応：第三者点検の意見を評価書へ反映し、特定個人情報保護委員会へ提出する。

(2) マイナンバー制度開始に伴う条例改正

番号法の施行に伴い個人情報保護条例及び情報公開・個人情報保護審査会条例の改正を行った。

①個人情報保護条例

番号法の制定により、個人番号を含む特定個人情報の保護について特例が定められたことに伴い、「特定個人情報等の定義の整理」や「特定個人情報を通常の個人情報よりも厳格に保護する規定」を整備した。

②情報公開・個人情報保護審査会条例（参考…別添 3）

特定個人情報保護評価の一部の評価については、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む合議制の機関等による第三者点検を受けることとされている。この第三者点検を同審査会の所掌事務に追加した。

(3) 今後のスケジュール（案）

時 期		内 容
H27	8～9 月	マイナンバー対応システム改修・テスト
	10 月	国民へマイナンバー通知開始
	10～12 月	マイナンバーセットアップ
H28	1 月 前半	マイナンバー利用開始 「情報連携」に関する特定個人情報保護評価
H29	1 月 7 月	国の機関間の情報連携開始 地方公共団体・医療保険者等との情報連携開始